

用語の解説

(総務省統計局「平成 22 年国勢調査 用語の解説」から抜粋)

人口

国勢調査で調査した人口は、調査年の 10 月 1 日午前零時現在（以下「調査時」という。）の人口。

調査した人口は、「常住人口」であり、「常住人口」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしている。

5 年前の常住地【大規模調査（10 年ごと）のみ】

「5 年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が 5 年前に居住していた市区町村をいう。平成 22 年国勢調査では、17 年 10 月 1 日（前回調査時）にふだん居住していた市区町村について調査し、以下のとおり区分している。

また、5 年前には当該市区町村に居住していたが、調査時には他の市区町村に居住していた人は、他県又は他市区町村への転出として当該地域の結果表に表章している。

区分	内容
現住所	調査時における常住地と同じ場所。
国内	日本国内。
自市区町村内	調査時における常住地と同じ市町村。（20 大都市の場合は同じ区）
自市内他区	20 大都市（東京都特別区並びに政令指定都市である札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市）について、同じ市又は東京都特別区の他の区。
県内他市区町村	同じ都道府県内の他の市区町村。
他県	他の都道府県。
転入（国外から）	日本国外。

【平成 22 年変更内容】

平成 17 年以前の調査では 5 歳以上の者のみ集計していたが、22 年調査から、5 歳未満の者についても、出生後にふだん住んでいた場所を調査し、区分している。